

芳賀台地土地改良区利水調整規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程については、土地改良事業計画（芳賀台地地区）の用水受益地について適用するものとする。

(原則)

第3条 この土地改良区は、水利使用規則（国営芳賀台地農業水利事業）で定める範囲内において、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

第4条 耕作者等は、水利使用規則（国営芳賀台地農業水利事業）に定めるもののほか、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

(用排水調整委員会)

第5条 用排水調整委員会は、農業用水の利用の調整を図るため、次の事項を行う。

- (1) 配水計画の作成に関する理事会の諮問に対する答申
- (2) 用水期間中の利水の調整に関すること
- (3) その他の事項

第6条 用排水調整委員会は、配水の単位となる地区（以下「幹線」という。）を設定する。

第2章 配水計画

(配水計画)

第7条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 森田頭首工における最大取水量及び取水期間
- (2) 幹線への配水期間
- (3) その他必要な事項

(諮問及び答申)

第8条 理事会は、配水計画を定めようとするときは、12月末日までに用排水調整委

員会に諮問しなければならない。

- 2 用排水調整委員会は、前項の諮問に応じて1月末日までに答申するものとする。
(意見聴取)

第9条 用排水調整委員会は、配水計画の案の作成に当たり、1月の末日までに、地元耕作者及び関係機関（町役場、関係土地改良区等）から聞き取りを行い、翌年度の用水期間等についての意見を聴取するものとする。

- 2 関係機関は、幹線内にある農用地の耕作者等から聞き取り等を行い、その意向を把握するものとする。

(協議)

第10条 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、あらかじめ関係土地改良区その他の関係機関と協議を行うものとする。

- 2 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、農業協同組合その他理事会が必要と認める者から、地域の営農の状況等についての意見を聴取するものとする。
(周知)

第11条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、区報、定款第6条による公告その他の方法により組合員に周知するとともに、関係土地改良区に通知する。

第3章 用水期間中の対応

(渴水時等の対応)

第12条 渴水時等における通水制限等については、用排水委員会に諮った上で、理事会が決定するものとし、決定したら速やかに関係土地改良区に通知する。なお、急を要する場合にあっては理事会が決定し、後日用排水調整委員会に報告するものとする。

(問合せ先)

第13条 農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、事務局及び関係土地改良区とする。

附 則

この規程は、令和2年8月24日より施行する。

芳賀台地土地改良区配水計画

(1) 森田頭首工における最大取水量及び取水期間

(取水口等の位置)

第1条 取水口の位置は、栃木県那須烏山市森田地内とする。

(取水量等)

第2条 最大取水量は次のとおりとし、取水量は河川の流況や天候等を勘案して決定することとする。

水量	期間 4月21日 ～8月25日	8月26日～ 翌4月20日	備考
最大取水量	1.763 m ³ /s	0.240 m ³ /s	年間総取水量 12,600 千m ³

(2) 塩田調整池及び菅又調整池における配水期間

(配水期間)

第3条 全幹線の配水期間は、水田については4月20日から8月31日。畑作等水田以外については3月1日から10月31日までとし、配水量は、河川の流況や天候を勘案して決定することとする。また配水期間に変更等が生じた場合、速やかに関係土地改良区に通知する。

(3) 問い合わせ先

芳賀台地土地改良区（0285-67-1201）